みえ共済

まごころ共済

自動車事故費用共済

重い加害事故の債務
人身事故にもうひとつの安心

〈共済契約者側〉
自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは中面記載の共済契約所定の共済金額を**全額**お支払いします。

〈事故相手側〉
自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金をお支払いします。
①『事故』は契約者側に過失がある『人身事故』であること。
②共済契約証書記載の『共済金額』は支払限度額とし、**共済契約者の経済的負担**をお支払いします。

みえ共済
三重県中小企業共済協同組合

2023年10月

もし交通事故の当事者になってしま

交通事故の加害者には4つの責任が発生します！！

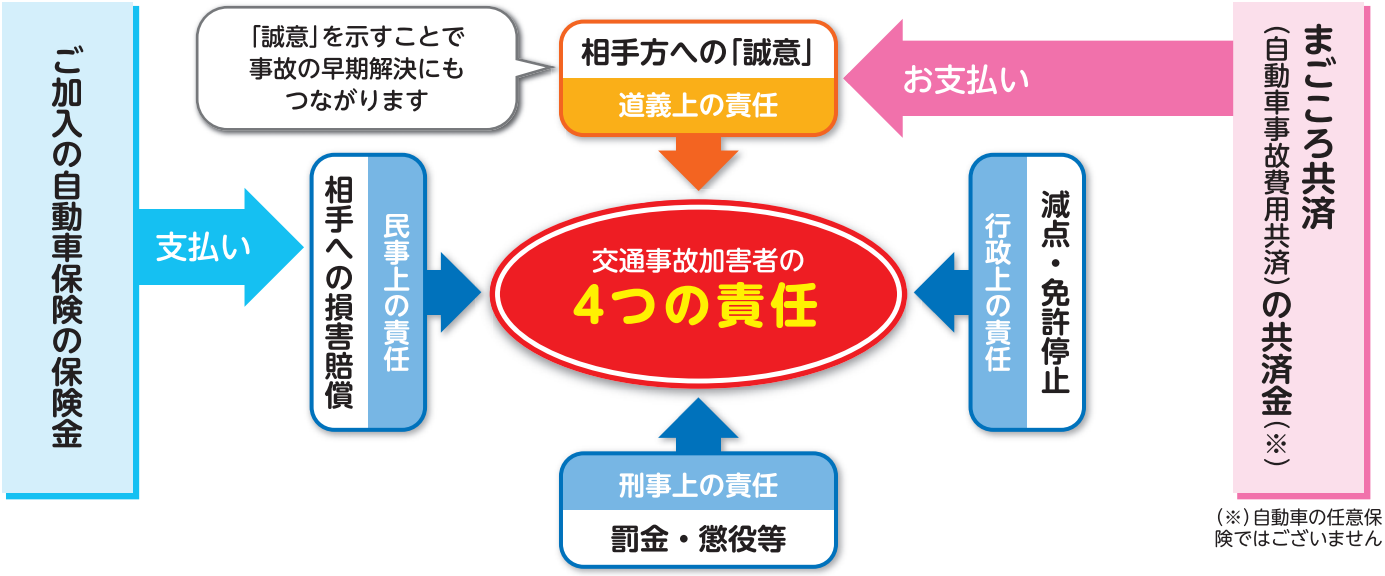

（※）自動車の任意保険ではございません

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

■示談交渉までにとるべき措置としては

- 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- 傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分にして、誠意のあることを態度で示すことが必要です。

■示談交渉をはじめる時期は

- 死亡事故の場合は四十九日の法要が済んだころ。
- 傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

必要な費用は

■相手方が死亡した場合

香典供花料
葬儀費用
あなたの喪失利益
諸費用

■相手方が入院した場合

お見舞いの費用として
菓子、果物、生花代、療養雑費、交通費等が必要となります。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

この制度の特色

1. ご契約車両の交通事故に対し、共済金を契約者であるあなたにお支払いします。
2. お支払いは迅速です。
   必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
3. 運転者の年齢に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
4. 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
5. 任意保険に関係なくお支払いします。
6. 掛金払い込みの翌日の午前0時から補償されます。
   初回の掛金より口座振替するキャッシュレス契約が便利です。

ったら・・・

あなたの誠意を みえ共済が応援します。

もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を！

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか?
もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。
相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。
万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それがみえ共済のまごころ共済(自動車事故費用共済)です。

補償内容		共済金額
死亡事故共済金	事故の日から180日以内に死亡された場合	**300万円** 契約者側 1事故につき300万円 相手側 1事故につき300万円(死亡臨時費用30万円を含む) (注) 契約者側に死亡者が生じた場合、1事故につき300万円お支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた場合には、1事故につき300万円(死亡臨時費用を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。
後遺障害事故共済金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	**300万円～12万円** 契約者側 後遺障害別等級(1～14級)に合わせお支払いします 相手側 後遺障害別等級表の額の合計が限度額です (注) 契約者側に後遺障害者が生じた場合、後遺障害別等級により1事故につき300万円を限度としてお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺障害者が生じた場合には、1事故につき300万円を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。
入通院事故共済金	入通院の場合(1人1日につき)	**入院日額4,500円　通院日額2,250円** 契約者側 負傷者が複数の場合は、1日18,000円までお支払いします 相手側 入通院共済金の合計額を(入通院臨時費用を含む)限度として、契約者の経済的負担をお支払いします 負傷者が3日以上入通院した場合、入通院臨時費用3万円 (注) 1事故につき300万円を限度として、契約者側に負傷者が出た場合、1事故18,000円／日までお支払いします。(但し、365日か300万円が限度)また、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が出た場合には、相手側の入通院共済金の合計額(入通院臨時費用を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。
対物事故共済金特約		**3万円** 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき (注) 契約者側に過失があり、かつ経済的負担が2万円以上の場合にお支払いします。(1共済期間中1回限度)
新車両事故共済金特約		**3万円** 車対車(契約自動車と相手自動車)の衝突または接触によって自車両に3万円以上の損害が生じたとき (注) 契約者側に過失があり、損害額が3万円以上で修理またはこれに代わる費用が発生した場合にお支払いします。(1共済期間中1回限度)特約の掛金が別途必要となります。

車種別共済掛金（主契約+対物）

※月払の場合は、初回掛金は2ヶ月分です

区分	車種	分類番号	年払掛金	月払掛金
1	自家用乗用自動車	3･5等	10,000円	1,000円
2	自家用軽乗用自動車	580等	5,500円	550円
3	自家用普通貨物自動車（2トン超）	1･100等	17,500円	1,750円
4	自家用普通貨物自動車（2トン以下）	1･100等	14,500円	1,450円
5	自家用小型貨物自動車	4･400等	10,000円	1,000円
6	自家用軽貨物自動車	40･480等	5,500円	550円

新車両事故共済金特約掛金

※月払の場合は、初回掛金は2ヶ月分です

車種	分類番号	年払掛金	月払掛金
全車種（車種区分1～6）	一律	2,100円	210円

口座振替取扱金融機関一覧表

口座振替取扱金融機関		
大垣共立銀行本支店	三十三銀行本支店	東海労働金庫本支店
北伊勢上野信用金庫本支店	新宮信用金庫本支店	百五銀行本支店
紀北信用金庫本支店	中京銀行本支店	JA県下各農協本支店
桑名三重信用金庫本支店	津信用金庫本支店	※ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行の預金口座振替申込書は別用紙となります。　（五十音順）

お申込み手続きは簡単です

1. 契約申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえでご提出ください。
2. 組合員資格のある方で、初めて加入される場合には、出資金100円が必要です。

補償開始はお申込みの翌日からです

契約申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた翌日の午前0時から補償が開始されます。

クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。まごころ共済（自動車事故費用共済）は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意下さい。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

契約者区分

（1）組合員
（2）組合員と生計を一にする親族
（3）組合員たる組合を直接または間接に構成する者であって小規模な事業者
（4）上記以外の者

次の方は出資金は必要ありません

（1）既に組合員の方
（2）既に組合員として加入の方と生計を一にする親族
（3）組合員たる組合を直接または間接に構成する方
（4）組合員資格のない方※

※資本金（出資金）の総額が3億円（小売業・サービス業を主たる事業とする場合は、5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人（小売業を主たる事業とする場合50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする場合は100人）を超える場合他。

お引き受け可能な車種

（自家用自動車）

三重300 さ00-00　白地に緑色の文字

三重580 す00-00　黄地に黒色の文字

お引き受けできない車種

（事業用自動車）

三重300 あ00-00　緑地に白色の文字

三重580 り00-00　黒地に黄色の文字

（自家用乗合乗用車）

三重200 さ00-00　白地に緑色の文字

こんな時このようにお支払いをします

歩行者をはねて死亡事故を起こした

＊相手が死亡した

死亡事故共済金として300万円（死亡臨時費用30万円を含みます）をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いします

自損事故を起こした

＊他人の財物（フェンス、自転車等）を壊し20,000円以上の損害を与えた

（対物事故共済金特約）30,000円（定額払い）
30,000円を契約者にお支払いします
（注）新車両事故共済金特約のお支払いは対象外です

新車両事故共済金特約加入の場合

追突事故を起こした

＊相手側2名がそれぞれ10日入院した
＊相手側の車両に20,000円以上の損害を与えた
＊契約者の車両に30,000円以上の損害があり修理した

①（相手側）4,500円×10日×2名=90,000円
90,000円をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いします
②（対物事故共済金特約）30,000円（定額払い）
③（新車両事故共済金特約）30,000円（定額払い）
60,000円（②+③）+90,000円（①）をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いします

新車両事故共済金特約加入の場合

出合い頭の事故を起こした

＊相手側1名が20日実通院した　＊契約者側1名が20日実通院した
＊相手側の車両損害に対し20,000円以上の経済的負担があった
＊契約者の車両に30,000円以上の損害があり修理した

①（相手側）2,250円×20日=45,000円
45,000円をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いします
②（契約者側）2,250円×20日=45,000円（定額払い）
③（対物事故共済金特約）30,000円（定額払い）
④（新車両事故共済金特約）30,000円（定額払い）
105,000円（②+③+④）+45,000円（①）をお支払い限度として契約者が、負担した実費をお支払いします

（注）新車両事故共済金特約のお支払いについては、自車両の修理またはこれに代わる費用が発生した場合となります
（注）新車両事故共済金特約のお支払いについては、相手側から損害のすべてについて賠償を受けた場合は、対象となりません

共済金請求書類

死亡・後遺障害・入通院事故の場合	所定の請求書 交通事故証明書、死亡診断書、受取人印鑑証明書、診療証明書、共済金使途報告書、支出を証明する書類、組合が特に必要と認めた書類等
死亡臨時費用の場合	所定の請求書 新聞記事等死亡の事実が確認できるもの、受取人印鑑証明書、組合が特に必要と認めた書類等
入通院臨時費用の場合	所定の請求書 交通事故（相手側入通院）状況報告書、組合が特に必要と認めた書類等
対物・車両事故の場合	所定の請求書 交通事故証明書、損害車両の写真・損害箇所と損害額が確認できる書類（車両事故の場合）、組合が特に必要と認めた書類等

まごころ共済（自動車事故費用共済）
ご契約にあたってのご注意

共済期間について

共済期間は１年とし、責任の始期は、共済掛金（月払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前０時からです。

出資金について

みえ共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。
組合員資格のある方で初めて弊組合の共済にご加入いただく場合は100円の出資金をお預かりいたします。

運転者の範囲

■個人でご契約の場合
①共済契約者
②共済契約者の同居の親族
③上記以外の届出運転者（２名まで）

■法人でご契約の場合
①共済契約者（理事、取締役など）
②共済契約者が雇用する者
③上記以外の届出運転者（２名まで）

■個人事業所（屋号記載）契約の場合
①共済契約者
②共済契約者の同居の親族
③共済契約者が雇用する者
④上記以外の届出運転者（２名まで）

お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者とします）または運転者、傷害を被った者または共済金受取人の故意によるとき
2. 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院事故共済金
3. 酒気帯びまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院事故共済金
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき
6. 事故の原因が、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
7. 原因のいかんを問わず、負傷者が頚部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

対物事故共済金特約

1. 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者とします）または運転者、または共済受取人の故意によるとき
2. 運転者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき
3. 運転者が、酒気帯びまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき

新車両事故共済金特約

1. 無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき及び酒気帯びまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき
2. 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
3. 故障損害（偶然な事故に直接起因しない被共済自動車の電気的または機械的損害）
4. 被共済自動車から取りはずされて車上にない部品または付属品に生じた損害
5. 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます
6. 被共済自動車のタイヤ（チューブを含みます）に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます
7. 法令等によって禁止されている改造を行った部分品及び付属品に生じた損害
8. 自損事故、当て逃げ事故（相手方の車とその運転者または所有者が確認できない場合）によるとき
9. 事故の原因が地震若しくは噴火またはこれらによる津波によるとき
10. 事故の原因が火災、爆発、台風、洪水、高潮、その他偶然な事故によって被共済自動車に生じた事故損害
11. 第三者による盗難、いたずら等によって被共済自動車に生じた事故損害

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

お取り扱い代理所

「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。
※このパンフレットはまごころ共済（自動車事故費用共済）の概要を説明したものです。

お問い合わせ・お申込みはお取り扱い代理所へ

三重県中小企業共済協同組合

本部・津営業所　津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル3階
TEL〈059〉228-7128　FAX〈059〉225-9226
https://www.kenkyosai.or.jp

四日市営業所　四日市市諏訪町2−5　四日市商工会議所4階
TEL〈059〉353-0810　FAX〈059〉352-8276

東紀州営業所　尾鷲市朝日町14−45　尾鷲商工会議所4階
TEL〈0597〉23-2949　FAX〈0597〉23-2952